

令和8年度 赤十字講習の申込にかかる注意事項

令和8年度に講習指導員を派遣しての講習開催を希望する場合、以下の点にご留意いただきお申し込みください。なお、申込の段階で、以下に記載した内容と大きく異なる要望をされている場合は申込受付をお断りさせていただきます。特に、一般普及講習にかかる受講人数については、例年こちらの原則とする人数を大きく上回る形での申込が見られますのでご注意ください。

（1）講習実施時間について

○短期講習の場合：1講習あたり45分以上を目安に設定してください。

※45分を下回るご要望は十分な内容での講習が展開できないことから、実施をお断りいたします。

○一般普及講習の場合：以下の時間数を目安に設定してください。

①救急法基礎講習…6時間（1日）

②救急法救急救員養成講習（救急法基礎講習を含む場合）…24時間（3日間）

③健康生活支援講習支援員養成講習…13時間（2日間）

④幼児安全法支援員養成講習…15時間（2日間）

※休憩・検定の時間を加味した実施目安となります。

※水上安全法救助員I及びII養成講習の実施をご希望の場合、日本赤十字社愛知県支部まで一度ご相談ください。実施条件等の説明をさせていただきます。

（2）講習の開始・終了時間について

○短期講習の場合：9時30分から17時00分の間で実施ください。

○一般普及講習の場合：9時00分から17時30分の間で実施ください。

(3) 講習受講人数について

- 短期講習の場合：1講習あたり10名から30名程度に設定してください。
- 一般普及講習の場合：1講習あたり10名から30名程度に設定してください。
- ※30名は日本赤十字社講習普及規則に定める標準の受講者人数です。
- ※30名を超える場合は、「会場を分ける」「講習時間を分ける」「講習実施日を分ける」などをすること、1会場あたりの受講者数が30名程度になるような方法をご検討ください。こちらへの配慮やご相談に応じていただけない場合は、実施をお断りいたします。

(4) 講習資材について

講習において、訓練人形等の資材を使用する場合、資材の受取及び返却は依頼団体が行ってください。

- 貸出・返却場所：日本赤十字社愛知県支部事務局（名古屋市東区）
- 貸出・返却日：指導員と調整してください。原則、講習実施日当日もしくは前営業日貸出、講習実施日当日もしくは翌営業日返却とします。なお、閉庁日（土日祝日等）は対応できません。
- 貸出・返却時間：準備のため、可能な限り午後の来庁をご予定ください。

※資材搬送及び返却について、指導員へのご依頼は固く禁じます。

(5) その他

- オンラインでの講習実施をご希望の場合（救急・幼児・健康の短期講習のみ）
 - ・WEBミーティングツール（Microsoft Teams、Zoom等）を利用し、日本赤十字社愛知県支部事務局から遠隔で指導を行います。
 - ・インターネット環境、PCやプロジェクターは依頼団体においてご用意ください。
 - ・講習実施時間や開始終了時間は、上記の短期講習に準じます。
 - ・訓練人形等の講習資材を使用する場合は、上記と同じく受取・返却をお願いします。

【連絡先】

社会活動推進課 講習担当
TEL:052-971-1589（直）
MAIL:kohshu@aichi.jrc.or.jp